

# 名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設） 尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る都市計画の構想段階評価書について

資料2

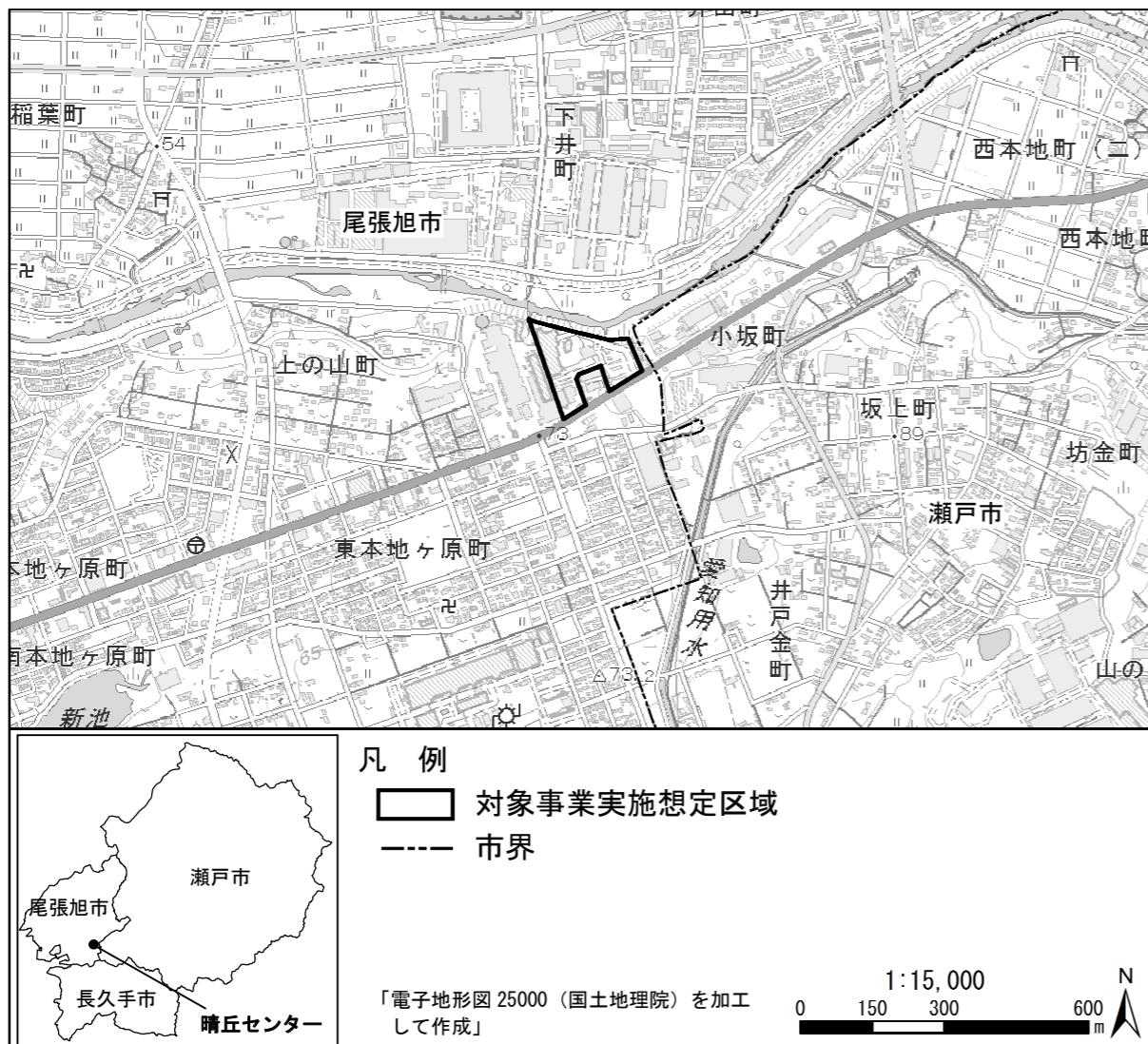
## 1 都市計画の構想段階評価書とは

本都市計画の構想段階評価書は、尾張東部衛生組合が計画している新たなごみ処理施設の整備事業について、「都市計画運用指針」（令和7年3月一部改正）に基づき、都市計画の構想段階手続きとして、都市施設についての複数の概略の案に対して、評価項目を設定し、その評価結果をとりまとめたものです。

なお、都市施設の都市計画決定に当たっては、環境面への配慮はもとより、景観や交通インフラ等への影響を十分考慮のうえ計画する必要があることから、環境影響評価と都市計画を並行的に検討し、評価結果を都市計画に適切に反映させるため、都市計画決定に先立ち、都市計画構想段階評価書の内容確認を求めるものです。

## 2 対象事業実施想定区域

ごみ処理施設整備基本構想（令和6年3月）において、現施設の敷地を最優秀候補地として決定しました。その後の検討において、関係者との協議を行い対象事業実施想定区域の範囲を決定しました。



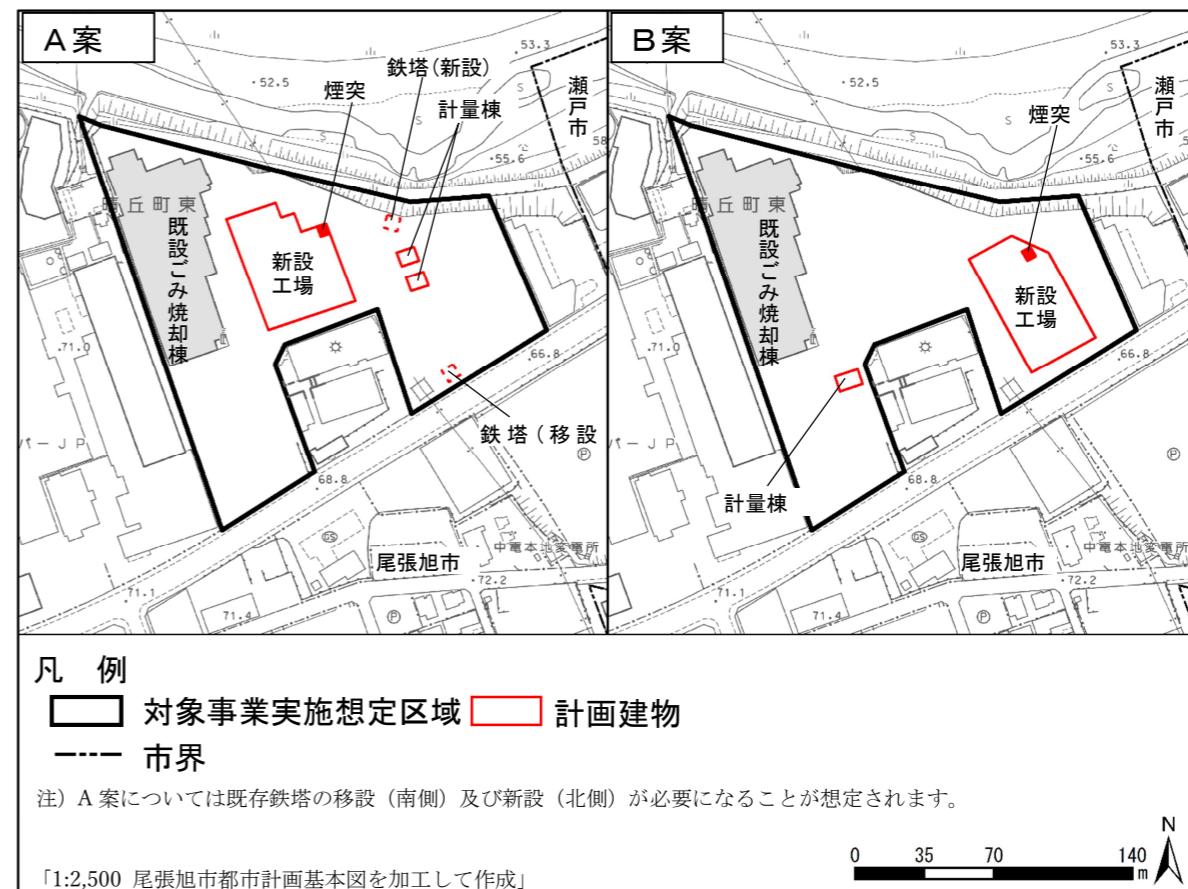
## 3 都市施設の概要

現時点で想定している都市施設の内容は以下のとおりです。

対象事業の種類	ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業
対象事業の名称	尾張東部衛生組合ごみ処理施設
位置及び面積	愛知県尾張旭市晴丘町東地内 約 2.1ha
可燃ごみ焼却施設	規模（処理能力） 205t/日 (2炉)
	処理方式 未定
	処理対象ごみ 可燃ごみ、災害廃棄物
	公害防止設備 適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ 59m
	運転計画 24時間連続運転
稼働目標年度	令和15年度

## 4 複数の都市計画の概略案について

事業の位置については、「ごみ処理施設整備基本構想」において候補地選定が行われていること、規模についても処理能力の検討が既に行われていることから、位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置について A案（敷地中央配置）と B案（敷地東側配置）の2案を設定しました。



**名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）  
尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る都市計画の構想段階評価書について**

資料2

## 5 評価項目及び評価の結果（総合評価）について

### (1) 評価項目及び評価の方法

#### ア 都市計画の一体性・総合性の確保

評価項目	評価の方法
農林漁業との健全な調和	現況及び将来の土地利用方針との整合性から農林漁業との健全な調和が図られているか評価する。
健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	対象事業実施想定区域での土地利用が、周辺の居住環境や都市活動に影響を与えることがないかを現況及び将来の土地利用方針との整合性、近接する居住地区・公益施設や周辺交通への影響について評価する。
土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮	対象事業実施想定区域及び周辺の用途地域、都市計画道路等の都市施設の計画について、当該施設立地における整合性が図られており、当該施設の効果を十分に発揮することができるか評価する。

#### イ 自然的環境の整備又は保全

評価項目	評価の方法
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質等）
人と自然との豊かな触れ合いの確保	複数案における環境影響の程度を比較整理し、重大な環境影響の程度を整理・検討する。 景観（景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観）

#### ウ 円滑な都市活動の確保

評価項目	評価の方法
周辺交通への影響	周辺アクセス道路の整備状況などを評価する。

#### エ 良好的な都市環境の保持

評価項目	評価の方法
敷地内緑地の確保	対象事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、敷地内緑地の配置の違いを比較評価する。

#### オ 適切な規模及び必要な位置への配慮

評価項目	評価の方法
事業コストの適正	対象事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、事業コストの違いを比較評価する。
事業期間長期化リスク	対象事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、既存施設の撤去による事業期間長期化リスクを比較評価する。

### (2) 評価の結果（総合評価）について

評価分野	評価項目	評価結果	
		A案	B案
都市計画の一体性・総合性の確保	農林漁業との健全な調和	○ 農業との健全な調和が図られます。	
	現況土地利用との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと考えられます。	
	将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市生活への影響は少ないと考えられます。	
	近接する居住地区・公益施設への影響	○ 近接する居住地区・公益施設への影響は少ないと考えられます。	
	周辺交通への影響	○ 廃棄物運搬車両の交通は、敷地内の進入路、待避所で処理できることから周辺交通への影響は少ないと考えられます。	
自然的環境の整備又は保全	土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮	○ 当該施設の効果を十分に発揮できます。	
	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	○ 環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じません。	
	人と自然との豊かな触れ合いの確保	○ 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはありません。	
	景観	○ 景観1、景観3及び景観4については、眺望景観の変化は小さく、景観2については、眺望景観の変化は大きく、予測地点から計画施設を望む仰角は、すべての地点において圧迫感を受ける目安である10度を下回っています。いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはありません。	
	周辺交通への影響	○ 「都市計画の一体性・総合性の確保」を参照してください。	
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保	○ 可能な限り緑地が配置できるように検討します。	
適切な規模及び必要な位置への配慮	事業コストの適正	○ 事業コストは適正と考えられます。	
	事業期間長期化リスク	○ 事業期間長期化リスクはないと考えられます。	
総合評価		○	○

注) 各案の相対的な評価において、「優れている」を「○」、「優れている案に比べて劣っている」を「○」としました。

また、各案が「同等」の場合は「○」としました。